

香芝市告示第5号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表備考の規定により市長が定める区域を次のとおり定め、令和2年1月10日から適用します。

a 区域	令和2年香芝市告示第1号に規定する第一種区域
b 区域	令和2年香芝市告示第1号に規定する第二種区域
c 区域	令和2年香芝市告示第1号に規定する第三種区域